

## 介護保険制度の改正について

埼玉県立大学

保健医療福祉学部

社会福祉子ども学科

講師

小川 孔美

介護保険制度を知っていますか。この制度は平成12年から運用が始まり、今年で15年目を迎えました。この制度が始まった背景には、少子高齢化があります。我が国の高齢化は確実に進んでおり、昨年、平成26年度の我が国の高齢化率（総人口に占める高齢者65歳以上の割合）は25・

9%と過去最高になり、国民の8人に1人が75歳以上となっています。

さらに、核家族化が進み、高齢者がひとりで暮らす世帯（高齢者単独世帯）と高齢者夫婦のみの世帯も増えているため、高齢者の介護を社会全体で支えるためにこの制度は始まりました。

その後、平成18年には、介護を受けなければならぬ状態になる前の「予防」の大切さが注目され、その展開のため「地域包括支援センター」が市町村に設置されました。また、平成24年4月の制度改正では、おむね自宅から30分以内の日常生活圏域で、医療、介護、福祉サービスや生活支援サービス等、必要な支援が受けられる「地域包括ケアシステム」の実現が基本方針とされ、特に、医療と介護の連携強化が重視されました。

今年4月の制度改正では、「団塊世代」が全員75歳以上の

後期高齢者となる10年後の2025年を見据えた改正がなされています。今までは、介護保険サービスを利用する際、年収にかかわらず1割を利用者が負担していましたが、今年8月から、一定以上の収入がある方の自己負担が2割になります。また、4月からは特別養護老人ホームへの新規入所は、原則として要介護3以上の方に限られています。

この他にも変更点があり、今後は、もっと市民の皆さんがこの制度を理解したうえで、利用していくことが求められています。